

令和 7 年度 枚方市立小中学校プール水質検査 仕様書

1 件名

令和 7 年度 枚方市立小中学校プール水質検査業務委託

2 委託場所

枚方市立小学校 33 校・枚方市立中学校 19 校

別紙「検査対象の学校プール一覧表」のとおり（令和 6 年度のものを参考添付）。

ただし、検査対象の学校数及びプール数は変更となる可能性がある。また、学校の指導計画や天候等により指導期間が短縮・延長される場合があるため、検査回数は変更となる可能性が大いにある。

3 契約方法等

契約期間：契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日

契約方法：プール一面もしくは循環ろ過装置 1 基あたりの単価契約とする。

なお、A 検査及び B 検査については、検査項目①は四か所、検査項目②～⑥は三か所の測定が必要であることを留意すること。

支払方法：各検査回数に検査単価を乗じて支払う。全ての検査終了後、出来高払い。

4 検査期間

令和 7 年 5 月 26 日～令和 7 年 10 月 31 日（日曜日・祝祭日等休校日翌日に検査は実施しない）

ただし、学校使用状況により、変更する可能性がある。

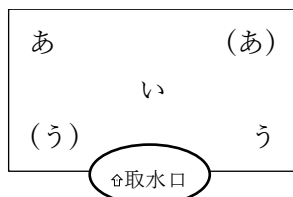
5 検査の種類と検査項目

「学校環境衛生基準」に基づき下表のとおり検査を行う。なお、採水容器は、下記表の採水箇所ごとに採水容器を用意する。

(1) 検査種別、検査項目及び採水場所等

検査項目等			採水場所等	取水口	【あ・い・う】 もしくは 【(あ)・い・(う)】	循環ろ過装置
検査種別	検査項目	採水箇所				
A 検査	B 検査	① 遊離残留塩素	4 か所	○	○	—
		② pH値	3 か所	—	○	—
		③ 大腸菌	3 か所	—	○	—
		④ 一般細菌	3 か所	—	○	—
		⑤ 有機物等(過マンガン酸 カリウム消費量)	3 か所	—	○	—
		⑥ 濁度	3 か所	—	○	—
		⑦ 総トリハロメタン	1 か所	—	○ ※いずれか 1 か所	—
C 検査	⑧ 循環ろ過装置の処理水	1 か所	—	—	○	

【採水箇所 プール図例】



※取水口の位置は各校によって異なる。

(2) 定期検査 1 回目 (A 検査及び C 検査)

プールを使用する学校において、プール指導開始後からプール使用日の積算が 30 日以内ごとに 1 回 (検査項目①～⑥)、使用期間中の適切な時期に 1 回以上 (検査項目⑦)、毎学年 1 回定期 (検査項目⑧) に行う水質検査。2 種類のプール (大プール、小プール) を使用する学校においては、検査項目①～⑦の検査をそれぞれのプールで行う。

検査種別	検査場所	検査項目
A 検査	大プール	測定箇所 4 か所:①遊離残留塩素
	小プール	測定箇所 3 か所:②pH値③大腸菌④一般細菌⑤有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) ⑥濁度 測定箇所 1 か所:⑦総トリハロメタン
C 検査	循環ろ過装置	⑧循環ろ過装置の処理水

(3) 定期検査 2 回目以降 (B 検査)

定期検査 2 回目以降のプール使用日数が 30 日を超えるごとに学校において行う水質検査や水質が不良の場合等に行う水質検査 (検査項目①～⑥)

検査種別	検査場所	検査項目
B 検査	大プール	測定箇所 4 か所:①遊離残留塩素
	小プール	測定箇所 3 か所:②pH値③大腸菌④一般細菌⑤有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) ⑥濁度

(4) 臨時検査もしくは再検査

A～C 検査実施後、発注者より受注者に臨時検査もしくは再検査の依頼があった場合は、すみやかに採水及び検査をして報告すること。なお、検査内容 (A～C 検査) については、発注者より受注者に依頼時に伝える。

6 検査実施日

採水日程については、検査日の 14 開庁日前までに、発注者が提供する資料 (給水日等) にて受注者が採水日程案 (各校の採水日時と時刻が入ったもの) を作成し、発注者へ提示すること。発注者は、日程案を学校へ通知するが、日程変更等は、受注者と各校で協議の上で設定すること。日程案、変更があった日程は、一覧表にまとめ発注者に知らせること。

(1) 定期検査 1 回目

契約年度のプール指導開始後からプール使用日数が 30 日を超えるまでの間において、学校ごとに設定する日時に行う (休業日の翌日は避ける)。

ただし、天候や休校により採水を行うことができない場合は、当初設定した日の翌日から夏季休業開始までの間において、新たに学校ごとに設定する日に行う。

(2) 定期検査 2 回目以降もしくは臨時検査

契約締結日から同年 10 月 31 日までの間において、検査の必要が生じた際、設定する日時に行う。事前に使用の予定が提示されている学校は、学校ごとに設定する日の原則として午前中に行う (休業日の翌日は避ける)。採水日程については、検査日の 14 開庁日前までに、発注者が提供する資料 (給水日等) にて受注者が採水日程案を作成し、発注者へ提示すること。発注者は、日程案を学校へ通知するが、日程変更等は、受注者と各校で協議の上で設定すること。日程案、変更があった日程は、一覧表にまとめ発注者に知らせること。その他、実施が必要な場合は別途通知する。

(3) 再検査

定期検査で大腸菌が検出された場合、発注者の指示に従い、速やかに実施すること。

7 検査の実施方法

検査の実施に当たっては、学校環境衛生基準 (平成 30 年 3 月 30 日文部科学省告示第 60 号) 第 4 水泳プールに係る学校環境衛生基準によるものとする。

(1) 検体の回収と検査

検体は、採水を行った日のうちに速やかに回収し、その日のうちに検査を行うこと。

(2) 検査方法

検査種別		検査項目	検査方法		採水場所
A 検査	B 検査	①遊離残留塩素	・水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。	・ジエチル-p-フェニレンジアミン法、電流法、吸光光度法、連続自動測定器による吸光光度法又はポーラログラフ法によること。	・採水場所は、プール全体の水質が把握できる場所とし、長方形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3か所のそれぞれの水面下20cm及び循環ろ過装置の取水口付近の計4箇所【あ・い・う・取水口】もしくは【(あ)・い・(う)・取水口】とする。 ・その他の形状のプールではこれに準じ適切な地点及び深さで採水する。
		②pH値	・水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。	・ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法によること。	・採水場所は、プール全体の水質が把握できる場所とし、長方形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3か所【あ・い・う】もしくは【(あ)・い・(う)】のそれぞれの水面下20cmとする。 ・その他の形状のプールではこれに準じ適切な地点及び深さで採水する。
		③大腸菌		・特定酵素基質培地法によること。	
		④一般細菌		・標準寒天培地法によること。	
		⑤有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	・過マンガン酸カリウム消費量として、滴定法による。	・過マンガン酸カリウム消費量として、測定法によること。	
		⑥濁度	・水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。	・比濁法、透過光測定法、連続自動測定器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱によること。	
		⑦総トリハロメタン		・パージ・トラップーガスクロマトグラフィー質量分析計による一斉分析法又はヘッドスペースガスクロマトグラフィー質量分析計による一斉分析法によること。	・採水場所は、水面下約20cm付近の1箇所とする。
	C 検査	⑧循環ろ過装置の処理水		・比濁法、透過光測定法、連続自動測定器による透過光測定法、積分球式電光度法、連続自動測定器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱によること。	・5分間程度放水を行った後に採水する。

8 実施報告書等

(1) 実施報告書

検査は採水を行った日中に行い、それぞれの検査終了後、発注者が示す様式を参考に、実施報告書（様式1）を2部、実施報告書（様式2）を1部、作成し、10日開庁日以内に発注者に提出すること。

ただし、検査結果で不適合が生じた場合には、結果が判明次第すぐに任意の様式による報告書を該当校（別紙「枚方市立学校等一覧」参照）及び発注者にメールもしくはファクシミリにより送付すること。

ただし、大腸菌を検出したときは、直ちに該当校（別紙「枚方市立学校等一覧」参照）及び発注者へ電話にて報告すること。

発注者連絡先：枚方市教育委員会事務局 学校支援課

電 話：050-7105-8045

FAX：072-851-2187

e-mail：kysien@city.hirakata.osaka.jp

(2) 完了報告書・実施一覧表

業務終了後、発注者が定める業務完了届及び実施一覧表を提出すること。

9 守秘義務

受注者は、本件業務の履行に関して知り得た事項について、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏らしてはならない。

10 業務実施上の注意事項

- (1) 契約締結後、最初の検査実施までに発注者と受注者とで打ち合わせを行う。打合せをもって、発注の開始とする。
- (2) 原則、採水は受注者にて行うこと。また、プールサイドには下靴で上がらないこと。必要時、サンダル等持参すること。
- (3) 学校薬剤師が採水に立ち会う場合は、その指示により採水すること。
- (4) 別紙「検査対象の学校プール一覧表」記載の検査件数は、学校の指導計画や昨今の水不足の影響により変更となる場合があるため、保証するものではないことに留意すること。
- (5) この仕様書に定めない事項については、発注者・受注者の協議により決定するものとする。

学校プール水質検査結果証明書

学校

年月日

委託業者証明欄

依頼によるプール水質検査結果を下記の通り証明します。

試料名

採取場所

採取日時

天候

気温

水温

採取区分

特記事項

検査項目	単位	検査結果	水質基準
①遊離残留塩素	mg/L		0.4以上1.0以下
②PH値			5.8以上8.6以下
③大腸菌			検出されないこと
④一般細菌	CFU/ml		200以下
⑤有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L		12以下
⑥濁度	度		2以下
⑦総トリハロメタン	mg/L		0.2以下
⑧循環ろ過装置の処理水	度		0.5以下
		以下余白	

判定 成績記載項目については水質基準に適合する。などのコメントをご記入ください。

あ

(あ)

い

(う)

う

※検査力所と取水口の位置を記入のこと

枚方市立小中学校プール水質検査結果一覧 第1回目検査用

[illegible]

枚方市立小中学校プール水質検査結果一覧 第2回目検査用

[illegible]

枚方市立小中学校プール水質検査結果一覧 第3回目検査用

[illegible]

枚方市立小中学校プール水質検査結果一覧 第4回目検査用

[illegible]

枚方市立小中学校プール水質検査結果一覧 再検査用

[illegible]

